全国港湾２３ＦＡＸ第２７号
2023 年 10 月 24 日
全国港湾書記局

10/24　労使政策委員会の経過について

１．１０月１０日に組合側より問題提起した「23 春闘協定の履行・促進に係わる、当面の諸課題についての組合側の整理」について回答があった。内容については、以下の通り。

・(1)項―③　安全専門委員会をフォローし放射線健康診断実施細目について
　８月 30 に開催した W/G を踏まえて、2011 年８月～2012 年７月までに放射線量検査を行った４検の人を対象に人数を把握しているところから順次検診をさせたい。

・(1)項―③　FAN 付作業着の具体化について
　安全専門委員会で具体的な協議を行う。

・(1)項―④　人員不足対策の専門委員会の設置について
　専門委員会を設置することを前提に小委員会でテーマが幅広いため、焦点を絞り込む検を行う。また、その前段で少人数（5 対 5）ぐらいの折衝を行いたい。

・(2)項　指定事業体で検査業務に就労する労働者を本体に採用する事項について、事務折衝を早急に開催したい。

・(5)項　横須賀港にフェリー就航に係る四者協議の具体化について
　11 月上旬を目途に第２回開催に向けて調整に入りたい。

２．回答を受けて、労側より以下の意見・質問を行い、日港協から回答があった。

（1）　人員不足対策委員会の小委員会の設置によって、喫緊の課題として業側の提起の通り幅広い論点を絞り込んで早急に議論を深めて具体策を出すよう求める。

回答）了解した。

（2）　指定事業体について

①　指定事業体部会の開催について次回までに詰め、日港協の指導性を発揮して検査部会の事務折衝を早急に開催することを要請する。

回答）今回の議論を踏まえ、改めて組合側の強い要請があったことを関係者に伝える。

②　この間、事務折衝を２回している。22 春闘協定・23 春闘協定、解釈の違いで頓挫している。「指定事業体において検査業務に就労する労働者を本体に採用し、早急に解決を図る」という内容を当該の検査部会に強く要請されたい。なお、本件は日港協が協定当事者であり、折衝には、日港協も参加されたい。

回答）今回の議論をふまえて、組合側の強い要請を聞いたことを改めて関係者に伝える。また、折衝には労務委員会の委員も参加するよう検討する。

（3）　横須賀港にフェリー就航に係る四者協議は、１回や２回開催して終わる課題でないと考えている。早急に開催すべきだ。

回答）組合側の趣旨は、理解した。

（4）　放射線健康診断実施細目について

①　回答のあった 2011 年８月～2012 年７月までの対象者からスタートをするのは

重要である。検診した人が何もなければ、問題なしで安心できる。放射線量の検査した人の人数把握にいくら時間が掛っているのか、万が一のことがあれば、次の対策を考えるといったことができる。不安を感じながら仕事をしていることを払拭させたい。まず、仲間のことを考えると、検査をさせるといった考えを引き出してほしい。

回答）日港協として、制度設計を出すよう要請しているが出てこなかった。組合の指摘されているように、まず検査をさせることが前提で再度要請した中で、期限を区切って検査を受けさせるとの本日の回答が出てきた。

② 検診の費用負担は、安全専門員会では原資が伴う話が出来ないので、敢えて質問するのだが、日港協が全額負担とするのか、補助とするのか回答願いたい。

回答）放射線量の検診については、日港協が全額負担するとは言えない。特定の事業者に対し、全額負担は出来ない。応分の負担をするとしか言えない。

③ 個々の事業者の問題ではない。業界全体の課題である。

回答）組合の主張は聞いておく。

（5） 国交省と意見交換会を設けて話をした時に、料金問題で料金監査の話をした。前回の委員会で各地方運輸局での料金監査の結果の照会を何処までしているのか聞かせてもらいたい。

回答）前回（10 月 10 日）の回答でも言ったが、先週も国交省の港運課長と話をして、照会中であることに間違いない。

（6） （4)項の安全対策での「本船ギア切断事故」について

① ４件立て続けに本船ギアの主巻ワイヤーが切れる事故があり危機感を持っている。行政交渉では、このテーマで国交省と厚労省に話をする予定である。

日港協として対応が必要であると考えている。たまたま重大災害が起きていないだけである。外国船なので国際的な話になるので、是非とも、日港協として業界あげての議題にすることを要請する。安全専門委員会でどういう議論をされるのか。

回答）本船ギアのワイヤー切断は、極めて大きい問題と受け止めている。日本海での４件の前に横浜港で１件起きており、対応を検討した。安全専門員会で改めて検討したい。

② 横浜港での教訓を生かしてマニュアルが発出され、その通りに作業を行った。しかし、ワイヤーの点検一つとっても、グリスがべっとり塗られていて点検してもわかりにくい。また、サーベヤ（鑑定士）に見てもらっても原因がわからない。人の命を前提に話を進めてほしい。国交省・海事局に強く言ってほしい、地方だけでは動きにくい、是非とも中央でお願いしたい。

回答）改めて、要請と組合の話を聞いて、検討させてもらいたい。

（7） 料金問題について

① 前回の回答で[荷主・ユーザーへの対応は、５月 12 日付で各元請事業者に向けて「適正料金収受」に向けた取り組みとして「『パートナーシップによる価格創造のための転嫁円滑化施策パッケージ』についてのご理解とご協力のお願い」と併せて対応するよう文書を発出した]と言われたが、その発出した文書を組合側に提示することは出来るか。料金収受は、通年的な課題と受け止めている。24 春闘では、荷主・船社から料金を十分にもらっていないからと言って、下払いができないと言うのは無しに

してもらいたい。

回答）文書の提出は、勘弁してもらいたい。

② 組合側は、各元請事業者に届いて、キチッリと荷主・船社に料金収受の話をしていると日港協は判断しているという認識でいいのか。

回答）前回に回答したように５月に発出しているので、その認識である。

③ 人員対策、休日・休暇・時間外算定基礎分母等々、全てコストに係ってくる。再度、料金収受が重要なことと受け止めている。料金 P/T を今度、何時開催するのか。

回答）各元請は、理解して意識的に受け止めている。各元請事業者はもとより、特別会員及び各港運協会に送付した。共通の認識に立っていると理解している。昨年の「パートナーシップによる価格創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の文書を組合の要望で再発出した。料金 P/T は、具体的に何時開催できるかは現在のところ断言できない。

④ 料金 P/T は、11 月 14 日に行政交渉があるのでそれまでに開催してもらいたい。スピードとテンポ感をもってほしい。

回答）努力する。

３．以上の議論をふまえて、真島委員長より、安全問題、放射線量検診、フルハーネス、指定事業体問題、四者協議（横須賀）、人員不足対策は早急に年内に協議を進め、具体化してもらいたい。この秋年末の中でやるよう要請したお願いするとした。重ねて料金問題につながっていることを申し添えておくとした。

４．経営労働委員長からは、今後も労使で協力し合っていく、日本の港全体を安心、安全で働ける職場づくりをおこなっていく。そのうえで組合から言われた各々の課題にスピード感をもって実行してほしいという言葉を重く受け止めたとあった。また、認識は一緒でも具体論は違うかもしれないが、引き続き、課題の解決に向けて協議していきたいとあった。

５．引き続き、日港協より外船協から 10 月 11 日に例年同様に年末年始の例外荷役のお願いがあったと報告があったとし、例年同様の条件で荷役をお願いしたいと要請が行われた。組合側は、10 月 31 日に中央執行委員会があるので、そこで議論して回答したいとした。

６．次回の日程は、11 月８日(水)　９時 30 分から行なうことを確認して会議を終了した。

以　上